

令和5年度 建設工業部会各種資格取得助成金制度要綱

第1条（目的）

この要綱（以下、「規程」という。）は、白石町商工会の建設工業部会員を対象とし事業活動の推進や人材育成の促進を目的とした各種資格の取得および、資格取得等の受講に関する支援制度の運用について定めたものである。

第2条（要件）

本規程に定める補助金の支給要件は、商工会が会員企業の業務に関連するとして各種資格の受験および、資格取得のための講習の受講とする。ただし、その他の助成金および補助金等を受給する場合は本助成金を支給しないものとする。

第3条（支援制度内容）

本制度に該当する公的資格および対象講習は以下のとおりとする。

- ① 各種施工管理技士
- ② 各種技能士
- ③ 建築士
- ④ 労働安全衛生法に基づく各種資格
- ⑤ その他本助成金の主旨に沿う資格・講習

第4条（受験料・受講料の助成）

第2条に定める要件を満たす試験・講習を受験・受講した際には、その受験・受講費用相当額の1/2、上限5千円を商工会より助成金として支給する。但し1事業所につき2名までとする。

また、補助については1名につき1回までとし、同じ資格について2回目以降の助成は行わないものとする。

第5条（助成金の支給）

第3条に定める公的資格等を受験・受講した際には、受験・受講が証明できるもの及び支払が証明できるものを確認後、助成金を支給する。

～ 附 則 ～

1. この規程は、平成28年9月1日から実施する。
2. この助成金は令和5年3月1日から令和6年2月28日までに実施及び支払いが完了した資格の受験および講習のみが対象となる。
3. この規程に記載されていないものに関しては建設工業部会の執行部にて協議を行う。
4. 予算の上限に達した場合は、打ち切りとする。
5. 通信講座については助成の対象外とする。